

令和8年度 新居浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度新居浜市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	55,977 戸
(2) 年間給水量	12,006,703 m ³
1日平均給水量	32,895 m ³
(3) 建設改良事業	1,665,895 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	2,519,735 千円
第1項 営業収益	2,249,240 千円
第2項 営業外収益	270,492 千円
第3項 特別利益	3 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,999,806 千円
第1項 営業費用	1,910,901 千円
第2項 営業外費用	82,605 千円
第3項 特別損失	3,300 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,506,298千円は、過年度分損益勘定留保資金13,304千円、当年度分損益勘定留保資金614,073千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金550,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額128,921千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	457,700 千円
第1項 企業債	300,000 千円
第2項 分担金	87,700 千円
第3項 国庫支出金	70,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,963,998 千円
第1項 建設改良費	1,665,895 千円
第2項 企業債償還金	298,103 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	清住浄水処理施設電気設備更新事業(その2)	120,000	8	0
				9	120,000
				計	120,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額(千円)
水道施設伝送設備改修業務	令和9年度から令和10年度まで	262,300

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 300,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は証券発行 (3)借入時期 令和8年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年 5.0 % 以 内	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 411,902 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉